埼玉県特定再生資源屋外保管業の許可に関する手続等を定める要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例(令和6年 埼玉県条例第34号。以下「条例」という。)及び埼玉県特定再生資源屋外保管業の 規制に関する条例施行規則(令和6年埼玉県規則第64号。以下「規則」という。) の目的である県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、特定再生資 源屋外保管業の許可に関し、計画書の提出等の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 許可 条例第8条第1項又は第12条第1項の許可をいう。
 - (2) 事業計画者 許可申請により特定再生資源屋外保管業を行おうとする者をいう。 ただし、次のア又はイに掲げる者を除く。
 - ア 既に許可を受けている者(法人に限る。ただし、条例附則第2条第3項に係る条例第8条第1項の許可を受けたものとみなされた者を除く。以下この号において「従前法人」という。)の合併、分割又は事業譲渡等(会社法(平成17年法律第86号)第468条第1項に規定する事業譲渡等をいう。)が行われた場合において、従前法人の許可の内容を変更することなくそのまま引き継いで事業を行う合併後の者、分割後の者又は事業譲渡等を受けた者
 - イ 環境部長が別に定める者
 - (3) 合併等事業者 許可申請により特定再生資源屋外保管業を行おうとする者のうち、前号ア又はイに掲げる者をいう。
 - (4) 関係住民 特定区域に居住する者をいう。
 - (5) 事業実施予定地 事業計画者又は合併等事業者が、許可申請に係る特定再生資源屋外保管事業の用に供する場所をいう。
 - (6) 当該環境管理事務所 事業実施予定地を管轄する環境管理事務所をいう。
 - (7) 立地市町村長 事業実施予定地が所在する市町村の長をいう。

(計画書の提出等)

- 第3条 事業計画者は、許可に係る特定再生資源屋外保管業の計画(以下「事業計画」 という。)を記載した書類(以下「計画書」という。様式1)を提出するものとす る。
- 2 環境部長は、計画書が提出されたときは、当該環境管理事務所長に対し様式2に より通知するものとする。

- 3 環境部長は、計画書が提出されたときは、立地市町村長に対し様式3により通知 するとともに、その意見を求めるものとする。この場合においては、その旨を様式 4により当該環境管理事務所長に通知するものとする。
- 4 環境部長は、計画書の確認を行うに当たり、産業廃棄物指導課及び当該環境管理 事務所の職員に、事業実施予定地の調査を行わせることができる。この場合におい ては、事業計画者を調査に立ち会わせるものとする。
- 5 環境部長は、計画書の内容に関して、必要に応じて、関係機関等と協議するものとする。
- 6 環境部長は、第3項の規定により求めた立地市町村長の意見、第4項の規定による調査の結果及び前項の規定による関係機関等の意見を参考にして計画書の確認を行い、その結果(以下「確認結果」という。)を様式5により事業計画者に通知するものとする。この場合において、確認結果通知(確認結果の通知書面をいう。以下同じ。)には、第4条に規定する関係住民への周知に係る事項について記載するものとする。
- 7 前項に規定するもののほか、環境部長は、計画書の確認において、事業計画者の 措置を要する事項を認めたときは、当該事項及び措置を行わせる期間を確認結果通 知に記載し、必要な措置を講じるよう指示する。
- 8 前項に規定する期間(以下「措置・住民周知期間」という。)は、確認結果通知 の通知日の翌日から起算して2年以内とする。
- 9 環境部長は、第6項の規定により事業計画者に確認結果を通知するときは、その 旨を様式6により当該環境管理事務所長に、様式7により立地市町村長に、それぞ れ通知するものとする。

(関係住民への周知)

- 第4条 条例第7条に規定する関係住民への周知は、事業計画者は措置・住民周知期間に、合併等事業者は第6条に規定する説明会等実施報告書の提出日前2年以内(以下「説明会等実施期間」という。)に行うものとする。
- 2 前項の関係住民への周知は、規則第2条第1号に規定する特定再生資源屋外保管 業の内容についての説明会(以下「説明会」という。)を開催することにより行う よう努めるものとする。
- 3 規則第2条第2号及び第3号に規定する方法により、関係住民への周知を行う場合において、事業計画者又は合併等事業者(以下「事業計画者等」という。)は、

説明会を開催しない事由を記した書面を作成し、第6条第1項に規定する説明会等 実施報告書に添付するものとする。

- 4 事業計画者等が、説明会又は規則第2条第2号若しくは第3号に規定する方法による関係住民への周知(以下「説明会等」という。)を実施した後、特定再生資源の保管等に伴い生じるおそれのある生活環境の保全上の支障に関して、事業計画者等と関係住民との間で紛争(以下「紛争」という。)が生じ、当該紛争が自主的な解決に至らなかったときは、事業計画者等又は関係住民は、環境部長へあっせんを申し出ることができる。
- 5 環境部長は、前項の申出があったときは、あっせんを行うものとする。ただし、 当該申出の内容が、紛争の性質上環境部長があっせんを行うことが適当でないと認 めるものであるときは、この限りでない。
- 6 環境部長は、あっせんを行うこととしたときは、速やかに、その旨を当該あっせんの当事者である事業計画者等及び関係住民並びに立地市町村長に通知するものとする。
- 7 環境部長は、あっせんを行う場合において必要があると認めるときは、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができるものとする。
- 8 環境部長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見 込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができるものとする。
- 9 環境部長は、前項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、その旨を当該あっせんの当事者である事業計画者等及び関係住民並びに立地市町村長に通知するものとする。

(確認結果通知への対応)

- 第5条 事業計画者は、確認結果通知に記載された必要な措置への対応が完了した場合、措置への対応結果について記載した書面(以下「確認結果通知対応報告書」という。様式8)を環境部長に提出するものとする。
- 2 事業計画者は、措置・住民周知期間内に確認結果通知対応報告書を提出するものとする。
- 3 環境部長は、確認結果通知対応報告書を確認した結果、対応が終了していないと 認められる場合には、事業計画者に対し、再度対応を行うよう指示するものとする。
- 4 第1項の規定は、前項の規定による再度対応に準用する。

5 事業計画者が、措置・住民周知期間内に確認結果通知に記載された必要な措置への対応を終了できないため、確認結果通知対応報告書を提出できない場合には、環境部長は事業計画者に、改めて第3条の規定による計画書の提出を求めるものとする。

(説明会等の報告)

- 第6条 事業計画者等は、説明会等を行った場合、その実施結果を記載した書面(以下「説明会等実施報告書」という。様式9)を環境部長に提出するものとする。
- 2 環境部長は、前項の規定による説明会等実施報告書の提出を受けたときは、条例 第7条の規定の趣旨に照らして、その内容を確認するものとする。
- 3 事業計画者は、措置・住民周知期間内に、合併等事業者は、説明会等実施期間に 説明会等実施報告書を提出させるものとする。
- 4 環境部長は、前項の規定による確認の結果、関係住民への周知が十分に実施されていないと認められる場合には、事業計画者等に対し、関係住民への周知を再実施するよう指示するものとする。
- 5 第1項の規定は、前項の規定による再度対応に準用する。

(措置の確認)

- 第7条 環境部長は、事業計画者からの確認結果通知対応報告書及び説明会等実施報告書の提出によって、確認結果通知に記載する必要な措置及び関係住民への周知措置内容を確認した場合には、事業計画者に対し、様式10によりその旨を通知するものとする。同様に合併等事業者からの説明会等実施報告書の提出によって、関係住民への周知措置内容を確認した場合には、合併等事業者に対し、様式11によりその旨を通知するものとする。
- 2 環境部長は、前項の規定による通知をしたときは、その旨を様式12により当該環境管理事務所長に、様式13により立地市町村長に、それぞれ通知するものとする。

(事務手続等)

- 第8条 事業計画者は、第3条第1項に規定する計画書の提出後に事業計画を中止しようとするときは、環境部長宛に事業計画取下書(様式14)を提出するものとする。
- 2 環境部長は、前項の規定により、事業計画者から事業計画取下書の提出があったときは、様式15により、当該環境管理事務所長に、様式16により立地市町村長に、

それぞれその旨を通知するものとする。

3 環境部長は、知事が許可をしたときは、様式17により当該環境管理事務所長に、 様式18により当該環境管理事務所長以外の環境管理事務所長に、様式19により立地 市町村長に、それぞれその旨を通知するものとする。ただし、許可をした相手方が 合併等事業者の場合には、様式20による立地市町村長への通知は要しないものとす る。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、環境部長又は産業廃棄物指導 課長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。